

消 防 予 第 4 3 1 号
平成24年12月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の実施について

5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、消防庁では「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成24年5月14日付け消防予第181号）を発出するとともに、「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（平成24年5月16日付け消防予第188号、以下「緊急調査通知」という。）により、ホテル・旅館等の宿泊施設に対する緊急調査の実施をお願いしたところです。

緊急調査の結果につきましては、「ホテル・旅館等に係る緊急調査の結果について」（平成24年10月2日付け事務連絡）によりお知らせしているところですが、調査対象の約7割のホテル・旅館等において何らかの消防法令違反が指摘されており、引き続き重点的に違反是正を図る必要があることから、下記のとおりフォローアップ調査を実施することとしましたので、本調査の趣旨を御理解の上、御回答いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

緊急調査通知別紙1により報告されたホテル・旅館等とする。

ただし、前回報告したホテル・旅館等のうち、廃業した場合や、改修等により現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合することになった場合等は、対象から除外するものとする。

また、前回の調査において該当するホテル・旅館等がなかった消防本部及び都道府県においては、今回フォローアップ調査を実施する必要はないものとする。

2 調査内容

別紙1の調査様式について、別紙2を参照の上、各調査内容について平成25年1月31日現在の状況を回答すること。

3 建築部局との連携

今回のホテル・旅館等のフォローアップ調査については、別添のとおり建築部局においても実施されることから、引き続き建築部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

4 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。）

別紙1（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に前回報告いただいた内容を貼り付け、別紙2を参考に調査項目の改善状況を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

5 その他

(1) 前回データを貼り付ける際は、必ず「値」のみ貼り付けするようお願いいたします。

(2) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いいたします。

(3) 調査様式のエラーチェックについては、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

6 回答期限

平成25年2月15日（金）

【連絡先】

消防庁予防課 齋藤・亀山

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

e-mail：a.kameyama@soumu.go.jp

ホテル・旅館等に係る緊急調査における調査様式の記入要領

(の部分については、今回新たに追記したもの。)

第1 調査様式について

調査の実施にあたっては、建築部局等と可能な限り連携を図ること。

→ 調査様式の入力にあたっては、棟単位で記入する。

第2 「整理番号欄」中の「棟の個別番号」について

一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入すること。

第3 「(1) 面積」について

当該防火対象物の延べ面積を記入する。(小数点第2位まで)

第4 「(2) 収容人員」について

当該防火対象物の収容人員を記入する。なお、令2条を適用する防火対象物にあつては、棟の個別番号を記入するとともに、その棟ごとの収容人員を記入すること。

第5 「(3) 建築物種別」について

次の区分により記入すること。

- 1・・・耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。）
- 2・・・準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に定めるものをいう。）
- 3・・・その他（上記に掲げる建築物以外のものをいう。）

第6 「(4) 消防用設備等」について

各消防用設備等について、現在把握している状況をそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り
- 3・・・義務無し

【記入例】 集計の都合上、以下のように取り扱っていただくようお願いします。

・義務対象となる設備が令第32条により設置が免除されている場合

⇒「1 違反無し」

・自動火災報知設備及び非常警報設備の設置義務があるが、自動火災報知設備が技術上の基準に従い、適正に設置されており、非常警報設備の設置が免除されている場合

⇒自動火災報知設備：「1 違反無し」、非常警報設備：「1 違反無し」

・自動火災報知設備及び非常警報設備の設置義務があるが、非常警報設備の設置が免除されている場合で、自動火災報知設備に不備がある場合

⇒自動火災報知設備：「2 違反有り」、非常警報設備：「2 違反有り」

・屋内消火栓設備の設置義務があり、自主設置されたスプリンクラー設備が技術上の基準に従って適正に設置されており、屋内消火栓設備の設置が免除されている場合

⇒屋内消火栓設備：「1 違反無し」、スプリンクラー設備：「3 義務無し」

・屋内消火栓設備の設置義務があり、自主設置されたスプリンクラー設備により屋内消火栓設備の設置が免除されていたが、そのスプリンクラー設備に不備がある場合
⇒屋内消火栓設備：「2 違反有り」、スプリンクラー設備：「3 義務無し」

第7 「(5) 防火管理等」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

なお、令第2条を適用する防火対象物にあつては、一の防火対象物としてみなした防火管理の状況を記入するものとし、各棟とも同じ内容とすること。

- ・「防火管理者」
 - 1・・・選任
 - 2・・・未選任
 - 3・・・義務無し
- ・「消防計画」
 - 1・・・届出済
 - 2・・・未届
 - 3・・・義務無し
- ・「消防訓練」(直近1年間の状況について記入すること。) **なお、訓練は「年2回の消防訓練」の実施、未実施又は義務無しについて報告すること。**
 - 1・・・実施
 - 2・・・未実施
 - 3・・・義務無し

第8 「(6) 防災規制」について

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第9 「(7) 消防用設備等点検結果報告」について

直近1年間の状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し

第10 「(8) 防火対象物点検結果報告」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。なお、管理権原が分かれている場合は、全ての管理権原者から報告がなされている場合は1を、一部報告されている場合は2を記入すること。また、特例認定を受けているものについては、「1 報告済」を選択すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・一部報告
- 3・・・未報告
- 4・・・義務無し

第11 「(9) 避難上必要な施設等の管理」及び「(10) その他の消防法令違反」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第12 「(11) 建築基準法令の適合状況」について

各項目について、建築行政機関との合同立入検査又は情報提供等により判明した建築基準法令の違反状況を記入すること。

なお、既存不適格又は建築基準法令違反の場合は2を記入すること。

- 1・・・現行基準に適合
- 2・・・現行基準に不適合
- 3・・・不明

第13 「(12) 違反処理等の状況」※最新の状況で記入して下さい。

現在の違反の指導状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・行政指導
- 2・・・警告書の交付
- 3・・・命令書の交付

第14 「(13) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の違反の内容」

① 「(4) 消防用設備等」における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備に係る調査内容が、「2」(違反有り)が選択されているもので、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものは「1」を入力し、それ以外のものについては「2」を入力する。

② 上記①で「2」が入力されている場合は、その違反の内容を同欄に簡潔に記入する。

(例) 屋内消火栓ポンプ不作動、スプリンクラー設備散水障害、自動火災報知設備の感知器未警戒 など

事 務 連 絡
平成24年12月10日

各都道府県建築担当課長 様

国土交通省住宅局建築指導課
建築安全調査室 企画専門官 小野田吉純

ホテル・旅館等に係る緊急点検のフォローアップについて

日頃より建築行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ホテル・旅館等に係る緊急点検につきましては、「ホテル・旅館等に係る緊急点検について」（平成24年5月16日付け国住指第453号（以下「通知」という。))にてお願いさせていただき、平成24年8月15日時点の緊急点検結果をとりまとめ、平成24年10月2日に公表を行ったところです。

標記については、「ホテル・旅館等に係る緊急点検の結果等について」（平成24年10月9日付け事務連絡）によりお願いしたところですが、詳細は下記によることとしますので、よろしくお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対し、貴職からこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

貴都道府県における平成25年1月31日時点の状況について、報告して下さい。

様式の記入要領については、通知及び「ホテル・旅館等に係る緊急点検について（補足）」（平成24年5月17日付け事務連絡（以下「事務連絡」という。))と同じです。

(1) 報告様式

- (a) 通知の別記様式
- (b) 事務連絡の別記様式

(2) 提出先

地方整備局等の建築安全担当課に提出して下さい。

(3) 報告期限

平成24年2月15日（金）

(4) 消防部局との連携について

別添のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに通知されているので、フォローアップ調査に当たっては、これらを参考に消防部局と十分に情報交換を行っていただき、立入調査の際には必要に応じて合同立入を行うなど、密に連携を図っていただくようお願いいたします。また、調査対象及び調査結果については、緊急点検時と同様、消防部局と情報の共有を図ると共に必要に応じて調整等を行うようお願いいたします。なお、本件については消防庁と協議済みであることを念のため申し添えます。

【問い合わせ先】 国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室 岩瀬
電話 03-5253-8111（内線39-525）
FAX 03-5253-1630
E-mail iwase-m2fe@mlit.go.jp